

たまつり

瓜報

(毎月1回発行) 発行人町長 坂本常蔵 昭和38年1月23日第三種郵便物認可
印刷所 さんゆう社印刷 定価10円

人口と世帯数

48年8月1日現在

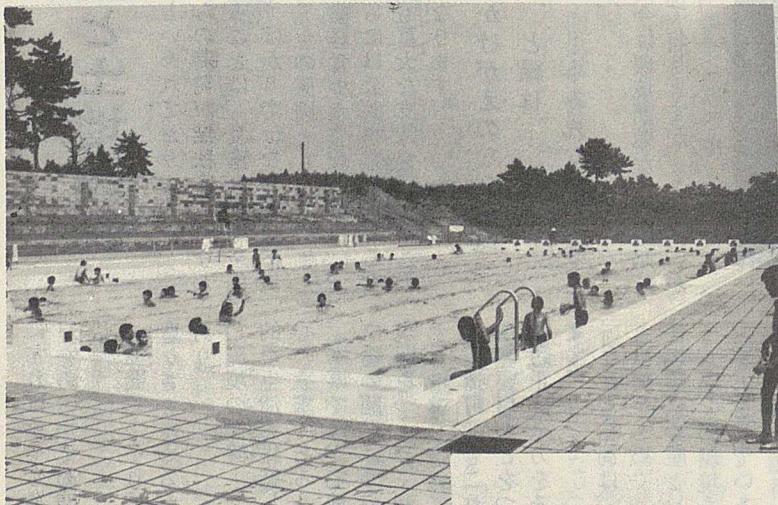
(単位・戸、人)

人口 13,803 人

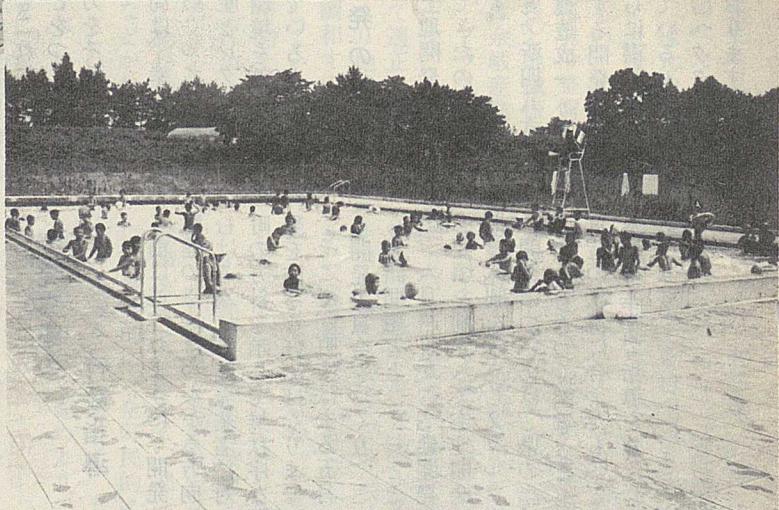
男 6,779 人

女 7,024 人

世帯数 3,076 戸



↑ 大プール



→ 小プール

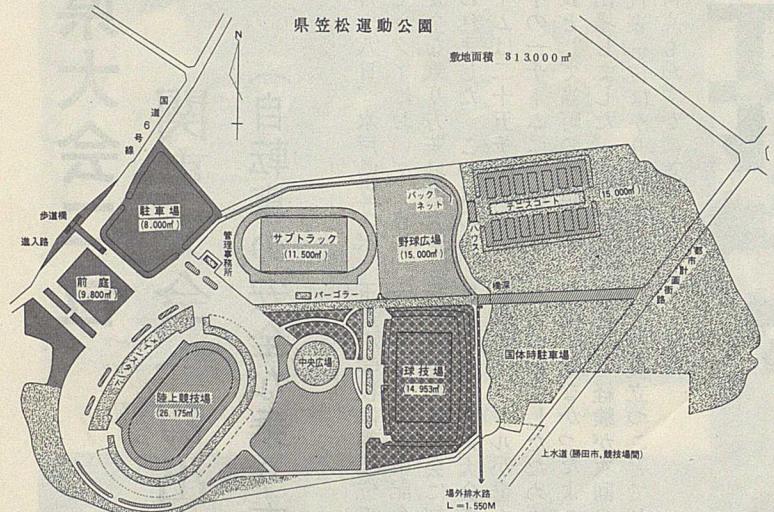


海水浴も気をゆるめて、できないとあって、町営のプールは毎日大入りです。田舎の涼を求めて田舎に親せきのある都会の人達の姿も見られるようです。プールも小プールが出来たため子供会等の使用が行われているので連日夏の熱さをとばすようなにぎわいです。暑い夏も短かい間に過ぎてゆきます。たっぷり暑さにあたって冬に備えて体力をつくっておきましょう。

×	×	×
×	×	×
×	×	×
×	×	×

夏
盛
り
大
に
ぎ
わ
い

夏
盛
り



国体ガイド

國本の鳴

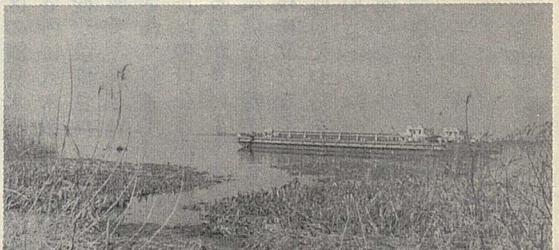
開会式当日、選手代表の宣誓終了と同時に「ファンファーレー」が吹奏され、鳩が放されます。その数は、先催県の例によると、少ないときで二〇〇羽多いときで五〇〇〇羽です。本県では、いち早く準備にとりかかり、昨年八月「茨城国体鳩の会」が結成されました。会員は約一七〇〇人で、現在、各会員が飼育訓練中ですが、開会式には笠松の空を五〇〇〇羽の鳩が舞い飛びます。

川をきれいにする運動
実施期間 8月1日～8月31日

実施期間 8月1日~8月31日

川は、わたし達の命の源、生活の源、文化の源でもあります。大切な河川が、いたるところでゴミが投げ入れられたり工場から汚濁水が流され、時には公害を伴うようなることもあります。わたしたちの生活は日増しに危かされています。早く、きれいな河川をとりもどし、河川を公害から守り、安心して生活ができるよう、一人一人が御協力くだ

どのように支払われるか



福祐年金

福祉年金は、毎年一月と五月と九月の三回に分けてその月の前月分までの四ヶ月分（たとえば、五月には一月分から四月分まで）が、それぞれの月の六日以降に、みなさんのが希望された郵便局（証書の三ページに記入されている郵便局）を通じて支払われることにになっています。

実際に支払いをうけるには郵便局の窓口にそなえつけてある「福祉年金請求書兼受領書」に、証書の二ページの一番上に記入されている証書の二ページ以降の支払欄に記入されている「金額」それから「住所」と「氏名」をしていねいに書入れて証書の三ページに押してある印鑑と同じ印鑑を押し、証書といっしょに郵便局の窓口にだしてください。これで手続きはおわりです。証書は、支払いがすみますと、日付印を押してみなさんにかえされます。

だまつりの
民俗資料

「火のし」は現在で使用しているアイロンの役目をしたもので、炭火を入れて織物生地に折目をつけたり、縫い上げたものにキチンと縫い目を

昭和48年8月10日

ごみの収集について次の二点に協力して下さい。

①ビニールの袋には危険物だけを入れて下さい。時に残飯・野菜を入れてあります。が、危険物等以外のものを入れると運搬車は持つて行かずトラブルのもとになります。

危険物の収集日は第二・第四の水曜日です。

②一般の「ごみ」は紙の袋に入れ、毎週火曜日と金曜日に出して下さい。

この頃、①と②が守られないと袋を出す人がするために、収穫所にいつも袋があるところがあります。

袋の使用区分と収集日と、収集車が来る前に袋を出すことだけは守って下さい。

③ごみ捨場について

収集日だけでは「ごみ」の整理がつかない家庭のために町営の「ごみ」捨場を設置しております。ところが、いろいろと不都合がおきています。他町村から車が来て「ごみ」を捨てる。自分の町だけでも

産業廃棄は、法律では自分で仕末することになつていま
す。事業所、食料品店、建築業、農家等から出る「ごみ」
は、これに入ります。稻ワラ
大量の野菜くず、動物の加工
残物、烟の雑草等々バラエテ
ィに富んでいます。
しかも投棄の仕方が極めて乱
雜です。

収集車の方に廻すのが当然
のような小量の「ごみ」でも
ごみ捨場に捨てられます。特
に、お化粧をした女性が入り
口に「ポイ」と捨てて行くの
は全く識外です。自分が持つ
て来たものが「ごみ」なので
すから……

八月から「ごみ捨場」については時間制限をします。使用時間は、午前九時～午後四時まで（土曜日は午前十一時まで。日曜日は使用禁止です）時間外に「ごみ」を持ち込みますと不法投棄となります。三万円以下の罪金となりますから注意下さい。

なお「ごみ捨場」は近いうちに有料になります。このことは既に議会の議決を経てあり、実施の時期について検討中です。



事故多発地点に立看板

環境を「きれい」にしよう

二、この整理には責任を

手賀地区交通安全母の会（
会長、横須賀幸江さん）は、
近頃竹の塙県道での

季節の話題

夏かぜはバカがひく……と
われますがとんでもありま

- 5 -

4 -

県大会一位

関東大会へ初出場

(自転車の安全な乗り方)



規則による乗り方テスト

七月十八日、水戸県立スポーツセンターにおいて「自転車の安全な乗り方茨城県大会」が行われました。この日の参加チームは二十五チームで、その中のチームに、麻生地区代表として当町の玉造小学校が出場しました。さすが各地区代表一位ばかりの競技のため得点もわずかの差であり、

玉造小学校は第二位で、同二十九日東京早稲田記念会館で行われた関東大会に初出場を見ました。関東大会では、自転車のハンドルが重く感じられたか緊張したために実力が發揮できなかつたようです。この日の経験が次回のコンテストに役立つことでしょう。

サラリーマンが
災害を

受けた時

期限の延長

と見込まれるときに申請する

ことが出来ます。

住宅や家財の二分の一以上損失を受け、しかも年間見積所得が二百万円以下のときは、申請によっては一定の条件のもとに源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

損害が年間(見積)所得の十割を超えるため、所得の税の雑損控除が受けられると見込まれるときは、雑損失の金額の範囲内で所得税額について、徴収猶予を受けられます。

災害のため国税の申告、申請、納付などが期限までに出ないときは、申請によつて二ヵ月以内の期限延長をすることができます。

災害救済措置

税務署

予定納税額の
減税申請

災害を受け損傷額

が住宅や家財の価額の二分の一以上

が、年間所得が二百万円以下

のときは、予定納税額の金額から25割までの範囲で納付の免除軽減が受けられます。

十月三十一日までに災害を受けて、その年の所得税額が予定納税額よりも少なくなる

七月一日以後に

災害を受け損傷額

が住宅や家財の価額の二分の一以上

が、年間所得が二百万円以下

ドライバーの
皆さんに
鹿島灘海岸(砂浜)
は自動車・バイク
は通行できません。

☆☆☆寄稿☆☆☆

短歌

☆☆☆

夾竹桃たわゝに咲けば悲しみの記憶いくつか吾に迫り来

少年と青年を行つたり来たりする毎、汽車は海のなかを走る

充ちたりて蜂とびさりし夕つ方芙蓉は短かきいのちとづるも

ふるさとの叢にひそまる虫ながら月の夜我の血にきて哭けり

とりどりの花咲き競う庭先きに散りおちて来ぬわくらばひとつ

山畑に胡麻を播きつゝみし夕立ちは吾が佇つ丘も雨降らし来ぬ

海ぞいの部落つゝみし夕立ちは吾が佇つ丘も雨降らし来ぬ

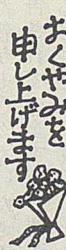
高野せいぎ	並木乃婦	高野梅子	松本千枝子	白井可弥子	伴英彦	滝崎富美
-------	------	------	-------	-------	-----	------

補装具等
巡回相談日程

相談日時	場所・相談内容
8月16日 (午前10時～正午)	麻生町役場 義手、義足等交付修理
9月11日 (午前10時～午後2時)	玉造町役場 補聴器交付修理
9月18日 (午前10時～正午)	麻生町役場 義手、義足等新調修理

☆...
護者名、須貝「千勝」は「長平」の誤り。
「源三丞」は「源之丞」の誤りでした
で樽見「源三丞」は「源之丞」の欄で七月は五月の誤り。
「おくやみ」の欄で七月は五月の誤り。
保

今狩 滝橋 山田野額
川谷崎 本口山原賀
ちや敏 敏ト長三郎
かす雄 富江ヨ郎徳
氏名
年令
六四〇 六三三 六一八 六一四 六一七 一七四 一七一



白中荒堀郡村横高栗金今宮高荒箕小
木田司上田崎又塚泉河野田輪林
孝芳里明秀芳香重義直秀克
二明昭美弘一彦織久明子美美樹彦
赤ちゃん
美代
彦

千いえ子一敏順正照隆敏昇美富喜照
実夫子秀夫次雄夫千代雄夫一男
保護者

二男長男長女長男長女二男長男長女三男
三男長女長男長女長男長女三男
続柄

中柄根若羽荒西蓮寺八木蒔下山八木蒔
古屋里宿生宿山宿山里

沖洲洲貝須生井田宿落
内部

誕生おめでとう
ございます



出産と死亡
へ6月へ